

## 令和5年度 第3回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

### 1 日 時

令和5年8月10日(木)午後7時5分～7時35分

### 2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

### 3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 古賀、橋口、三島、宮川、森部  
労働者代表委員 今村、鎌田、重黒木、中川  
使用者代表委員 河野、酒匂、中原、野口  
事 務 局 坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

### 4 議事内容

#### 【室長補佐】

ただ今から第3回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の出欠状況でございますが、使用者代表委員の久富委員、労働者代表委員の田中委員が業務のため欠席となっております。

現時点で2名が欠席となっておりますので、

本日の委員の出席は、

公益代表委員 5 名

労働者代表委員 4 名

使用者代表委員 4 名

計 13 名

です。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

本日の議事録の確認は、中川委員と河野委員にお願いします。

また、当審議会の開催について公示を行いました。傍聴の申し込みが無かったことをご報告申し上げます。

報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされておりますので、撮影を終了していただくようお願いいたします。

撮影終了までしばらくお待ちください。

これからの議事進行につきましては、橋口会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 【橋口会長】

お疲れ様です。本日は、遅い時間に集まっておいただきまして、ありがとうございます。

専門部会の委員でない審議会の委員の方々は、長時間待っていただきまして、本当にありがと

うございました。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

さきほど開催されました宮崎県最低賃金専門部会におきまして、専門部会報告が採択されましたので、審議経過などにつきまして、森部部会長から報告をお願いします。

#### 【森部部会長】

それでは、専門部会の審議概要を報告します。

令和5年7月6日に、宮崎労働局長から宮崎県最低賃金の改正についての諮問を受け、8月3日に第1回専門部会を開催いたしました。ここでは、労使から基本的見解の表明、金額提示が行われたほか、宮崎県最低賃金と生活保護水準との比較結果が事務局から報告され、令和3年度の宮崎県最低賃金が生活保護水準を下回っていないことが確認されました。

8月8日に第2回専門部会、10日に第3回専門部会を開催し、金額提示を踏まえて、協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意には至らず、公益見解を示して採決することを了承いただきました。

採決の結果、公益見解を踏まえ、宮崎県最低賃金を  
時間額 897 円、引上げ額 44 円、引上げ率 5.16%  
に改正すること、また、発効日は法定どおりとすること、という結論に達しましたので、報告いたします。

なお、専門部会で提示しました公益見解について、その概要を説明いたします。

公益見解の概要については、お手元の公益委員見解により説明したいと思います。

公益見解については長くなりますので、これまで3回の審議で、労働者側の主張、使用者側の主張については、公益見解に記載のとおり主張がなされました。

3ページからが公益見解となります。重要なところを説明したいと思います。

3ページの下の方の「加えて」以降になります。

目安に関する公益委員見解をまとめるに当たり、目安額について様々な資料に基づき公労使で真摯な議論が行われたところであり、この議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、公労使による真摯な議論が行われることの期待や中央最低賃金審議会の報告についても参考にしつつ、公労使による真摯な議論を要望すること等が望まれていることを踏まえて検証しました。

検証した結果、雇用失業情勢については、(1)に記載しているとおりです。長くなりますので、読み上げは割愛します。

2番目は、賃金改定状況です。こちらは、(2)記載のとおり、賃金改定状況調査結果第4表で、宮崎県が含まれるCランクの賃金上昇率は2.7%と、過去最高の数値となっていること。

3番目が、消費者物価指数の上昇です。こちらは、(3)記載のとおり、直近の消費者物価指数の上昇により、実質賃金が15か月連続で低下していること。さらに、電気・ガスの消費者負担を軽減するための「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が終了する10月以降の消費者物価指数の上昇も想定しておく必要があること。

4番目が、労働力の確保ということで、(4)記載のとおり、人材流出を考慮する必要があり、そのために、近隣地域との均衡を考慮する必要がある。

以上の4点を総合的に勘案した結果、令和5年度宮崎県最低賃金については、現行の853円から44円引上げて、897円とし、発行日は法定どおりとすることが妥当であると考えます。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は労使共通の認識

であるところ、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないことなどによる先行きへの不安や懸念を抱えています。

したがって、業務改善助成金等各種助成金の積極的な活用や実効性のある価格転嫁対策を徹底し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、政府による支援の一層の強化が必要であることを申し添えたいと思います。

以上が報告になります。

【橋口会長】

それでは、事務局は、専門部会報告の写しを配付してください。

(専門部会報告写しを配付)

公益見解を踏まえた専門部会報告が、今、各自に配られておると思います。朗読は時間の関係で割愛したいと思います。少し時間を空けますので、各自、報告を黙読して確認してください。

(各委員専門部会報告を黙読、確認)

【橋口会長】

それでは、ただ今示された部会報告について、何かご意見はございませんか。

(意見なし)

【橋口会長】

それでは、専門部会報告を基に当審議会としての答申案を作成することとし、この案について多数決による採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

それでは答申案の取りまとめを行いますので、その間、休憩といたします。

(答申案を作成、各委員へ配付)

【橋口会長】

答申案が各自に配付されておりますので、答申案についても、各自黙読により確認してください。専門部会報告を踏まえた答申案となっておりますので、よろしくお願ひします。

(各委員答申案を黙読、確認)

【橋口会長】

それでは、ただ今の答申案について、何かご発言はございませんか。

(意見なし)

【橋口会長】

それでは、採決に移りたいと思います。

採決は、まず金額について採決していただいて、引き続き付帯決議の部分を採決していただくというように、分けて採決したいと思います。

なお、「反対」「賛成」の順におききします。

【橋口会長】

それでは、まず金額について採決させていただきます。目安プラス5円、897円という結論について、

「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 4人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 8人)

次に、付帯決議案を答申に盛り込むことに関して採決を行います。

採決は、「反対」「賛成」の順におききします。

では、付帯決議案に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 12人)

それでは、金額については、賛成多数により採択されました。

また、付帯決議については、全会一致で採択されました。

答申文作成のため、ここで若干お時間をいただきます。

【橋口会長】

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

<会長から局長へ答申文を交付>

【橋口会長】

それでは、ここで、局長からご発言があるということなので、お願いします。

【労働局長】

それでは、事務局を代表しまして、私からお礼の言葉を述べさせていただきます。

本日は、橋口会長はじめ、公益代表・労働者代表・使用者代表の各委員の皆様、さらに、専門

部会 森部部会長はじめ 部会委員の皆様におかれましては、専門部会に引き続いて、本審でのご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会の答申において、最低賃金引上げの目安額がCランク39円と示された中で、目安を十分に参酌しながら、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待すると示されたところです。

委員の皆様におかれましては、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、原材料費等の高騰による先行きへの不安、懸念が高まる状況の中において、様々な視点を踏まえた上で、困難な判断をされなければならない状況にあったことと存じます。

専門部会では、それぞれの立場において、実態を見極めながら真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審におきましては、皆様のご判断のもとで、この答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

特に、答申において付帯決議が付されたことにつきましては、これを重く受け止め、関係部署と協議の上、厚生労働本省をはじめ、県などの関係機関に対しまして、宮崎労働局の意見を伝えていく所存でございます。

宮崎県最低賃金は、今回の答申に基づき改正決定し、法令に基づく手続きを経た後、10月6日に発効の予定となります。

この改正された宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なうとともに、最低賃金の履行確保に取り組んでまいり所存でございます。

また、答申の付帯決議にもございましたが、特に最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しましては、業務改善助成金をはじめとした各種支援の積極的な取組みに全力を挙げて努めてまいります。

各委員の皆様におかれましては、引き続きとはなりますが、改正された最低賃金の他、各種支援策の周知・広報等につきまして、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、御礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

#### 【橋口会長】

ありがとうございました。

次に、今後の審議日程等について事務局に説明していただきます。

#### 【賃金室長】

本日、答申を受けましたので、審議結果につきましては、この後すぐに公示をすることにしております。公示日の翌日から起算しまして、15日を経過する日までが異議申立て期間となりますので、今回の場合、15日を経過する日は8月25日となっております。異議申出が行われた場合には、審議会を開き、当該異議について審議会の意見を聴かなければ都道府県労働局長は最低賃金の決定ができません。例年異議の申出が出ておりますので、今年も異議の申出があるものとして、第4回審議会を8月28日の午前10時に予定をしております。

また、この日の審議会には、8月16日と18日に開催予定の特定最低賃金の検討小委員会の報告を行う予定としております。

説明は以上になります。

【橋口会長】

次に、議題3「宮崎県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、  
ただ今説明のあった異議審の日をもって、本専門部会を廃止することとしたいと思います、  
よろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

本日の会議は、これで終わりたいと思いますが、本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。

本日の議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いいたします。

また、本日の議事録については、採決の部分は、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれがあることから、非公開とし、採決以外は、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

本日の会議は、これで終わります。

皆様、大変お疲れ様でした。

会 長

\_\_\_\_\_  
労働者側代表委員

\_\_\_\_\_  
使用者側代表委員